

おおいずみ ち く かっ せ い か け い か く
大泉地区活性化計画

やま なし けん ほく と し
山梨県・北杜市

平成19年8月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	大泉地区活性化計画		
都道府県名	山梨県	市町村名	北杜市
		地区名(1)	大泉地区
		計画期間(2)	H19～21

目 標 : (3)

定住等の促進に資する農業用排水施設等の整備により、地域農産物のブランド化による農業の振興と、都市住民との交流の促進による地域活性化を図る。具体的な数値目標として、計画期間内に農業用排水施設等の整備・保全により条件整備がされ機能が確保された農地の面積を20.9haにすることを旨とする。また、機能が確保された農地を活用し、都市との交流、農業所得の向上による農業者の流出抑制、農家と地域住民の農村資源の管理・保全を通じたコミュニティの向上による定住の促進を目指す。

また山梨県は、策定を進めている「やまなし農業ルネサンス大綱」に「次代につながる力強い産地づくり」「自然と調和した美しい里づくり」を掲げている。本活性化計画に基づき、産地強化のため次世代が意欲を持って農業に取り組めるように基盤整備を行い、また事業を通じ農家のみならず農村地域の住民が一体となった農村資源の管理・保全の体制づくりを進めることで、大綱に掲げる施策の実現にもつなげていく。

目標設定の考え方

地区の概要:

北杜市は、山梨県の最北部、八ヶ岳の南麓に位置し、標高500m以上の中山間地域の稲作地帯である。北杜市域の中でも農業生産条件が比較的良好な南側地区では、米と野菜を組み合わせた土地利用型農業の展開が可能であるが、大泉地区では高地(標高約800m)で傾斜地が多く、また高齢化による担い手不足など、土地利用型農業の展開は困難な状況である。しかしながら、米作については、大型機械や無人ヘリコプターを利用し、労働力の軽減を図り、また有機栽培を推進することによる品質向上に努め、米のブランド化を推進している。さらに、中核的担い手となる農業後継者の育成、新規就農者への支援などを行うことにより、農業の活性化及び農業所得の増大を図ろうとしている。

現状と課題

大泉地区は、稲作を中心とした農業を生活基盤として栄えてきたが、農業所得の低下等により、若者の農家離れが進んでいる。また、近年の生産者の高齢化等による担い手不足等から農村の活力が低下している。この状況をかんがみ、農村における定住等及び農村と都市との地域間交流を促進するため、今後、如何に地域の環境を整備していくかが課題となっている。

今後の展開方向等(4)

農業従事者の高齢化、後継者不足が進み、地域活力が低下する中、近年、中央自動車道を利用する首都圏からの観光客が見込まれる北杜市としては、この立地条件と地域産物を有効に活用した地域活性化を目指すこととする。具体的には、都市住民を対象に農山村地域ならではの魅力を積極的にPRすることで、大泉地区に呼び込み、いわゆる交流による地域活性化を図ることとする。地域産物である米、そば、高原野菜については、新たな加工品を開発・ブランド化し、直売センターを整備し、他の産物とともに販売することで、農業所得を増加させる。なお、活性化計画終了年度の翌年には、定住等の促進に資する農業用排水施設等の整備・保全により条件整備がされ機能が確保された面積20.9haを検証するとともに、機能が確保された農地を活用し、都市との交流、農業所得の向上による農業者の流出抑制、農家と地域住民の農村資源の管理・保全を通じたコミュニティの向上による定住の促進を目指す。

【記入要領】

- 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(3)	備考
北杜市	大泉地区	基盤整備(農業用排水施設)	北杜市	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(6)

--

【記入要領】

- 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(1)

大泉地区(山梨県北杜市)	区域面積 (2)	400ha
区域設定の考え方 (3)		
法第3条第1号関係: 当該区域の総面積400haのうち農地面積は285haで71%を占め、8割以上が農業従事者である。		
法第3条第2号関係: 定住等及び地域間交流を促進することが、大泉地区において農村の活性化に必要不可欠である。		
法第3条第3号関係: 都市計画区域外であるとともに、既に市街地を形成している区域を含めていない。		

【記入要領】

- 1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- 2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- 3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(1)

計画区域内の農家戸数・農業者数及び定住人口等について、平成22年度に北杜市で調査、検証を行う。また定住等の促進に資する農業用排水施設等の整備・保全により条件整備がされ機能が確保された農地の面積を、現地で検証する。

【記入要領】

- 1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。